

新見市自動車騒音常時監視実施計画

平成29年12月

新見市

目次

1	調査の概要	1
2	自動車騒音常時監視(目的・資料収集・整理)	1
2-1	自動車騒音常時監視の目的	1
2-2	自動車騒音常時監視の実施結果(平成 24～28 年度)	1
3	実施計画の検討	3
3-1	実施計画検討の前提	3
3-2	自動車騒音等の把握の頻度の考え方	3
3-3	ローテーションの考え方	4
3-4	監視対象路線の検討・面的評価区間の検討	4
4	実施計画の検討結果(平成 29～33 年度)	5

1 調査の概要

新見市では、騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年度から市内における主要幹線道路を対象として自動車騒音の状況の常時監視を実施している。

この度、当初の実施計画の策定から5年が経過したことに伴い、平成 29 年度から一定の水準が確保され、かつ効率的に常時監視を実施していくため、実施計画の見直しを行うものである。

2 自動車騒音常時監視(目的・資料収集・整理)

2-1 自動車騒音常時監視の目的

「自動車騒音の状況の常時監視」は、自動車騒音対策を計画的かつ総合的に行うために地域の騒音暴露状況を経年的に系統立てて監視することが必要不可欠であるとして、地方自治法第245条の9の規定に基づき、都道府県及び市(特別区を含む)が行う法定受託事務である。

自動車騒音の状況の常時監視により、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して地域が曝される年間を通じて平均的な状況を把握することを目的としたものである。

2-2 自動車騒音常時監視の実施結果(平成 24～28 年度)

平成 24～28 年度の市内の主要幹線道路を対象とした自動車騒音の常時監視結果は以下に示すとおりである。

表 1.自動車騒音常時監視の実施結果(平成 24～28 年度)

路線名	路線番号	センサス区間番号(H22)	区間延長	実施年度	評価区間	騒音発生強度把握手法	備考	
一般国道180号	180	10690	3.2km	H24	10690-1	0.5km	2	
					10690-2	0.4km	2	
					10690-3	0.2km	2	
					10690-4	2.0km	1	
		10700	4.6km		10700-1	0.8km	2	
					10700-2	1.3km	1	
					10700-3	0.8km	2	
新見日南線	8	40120	1.0km		40120-1	1.0km	1	
新見勝山線	32	40540	1.2km		40540-1	1.2km	1	
中国自動車道	1201	210	12.3km	H27	210-1	9.3km	1	
					210-2	2.0km	2	
					210-3	0.8km	2	
			22.3km			20.3km		

3 実施計画の検討

3-1 実施計画検討の前提

平成27年度の道路交通センサスの更新時期であるため、自動車騒音常時監視の実施計画を検討するにあたっては、平成27年度の道路交通センサスに基づくものとする。

3-2 自動車騒音等の把握の頻度の考え方

監視対象路線に対する自動車騒音の状況の把握の頻度については、「自動車騒音常時監視マニュアル」(平成27年10月 環境省)において、以下の考え方が示されている。

表2.自動車騒音の状況の把握(面的評価)

項目	頻度
沿道状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として5年ごとに更新する。 ・評価対象道路について、土地利用状況の把握により、相当程度の変化が認められた場合には、速やかに更新するものとする。 ・特段の事情がある場合においても、10年を超えない期間内に沿道状況の把握を再度行い、情報の更新を行うものとする。
騒音発生強度の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として5年以内に1回以上、騒音発生強度の把握を行うものとする。 ・次に示す状況がある場合には、毎年、監視の中で、騒音発生強度の把握を行うものとする。 <p>(1)面的評価の対象となる道路を走行する自動車の交通量及び速度について、相当程度の増減が生じるような道路網の新たな形成、大規模な道路の改良、大規模な都市開発がある場合</p> <p>(2)面的評価を行う地域の範囲又はその周辺において、評価の対象となる住居等の属性の状況について、相当程度の変化が生じるような大規模な都市開発等がある場合</p> <p>(3)面的評価の対象となる道路について、毎年、騒音発生強度を把握することが特に必要な場合</p>
騒音曝露状況の把握	<p>原則として、毎年行うものとする。この場合において、過年度における沿道状況の把握の結果及び騒音発生強度の把握の結果に変化がないと認められる場合は、これらを用いて騒音曝露状況の把握を行ってよいものとする。</p>

3-3 ローテーションの考え方

監視対象路線に対する自動車騒音の状況の把握のローテーションの考え方については、「自動車騒音常時監視マニュアル」(平成27年10月 環境省)において、「監視の頻度は、原則として、5年以内でローテーションを組むが、地方公共団体の判断において地域の個別の事情に応じて弾力的に設定する。」とされている。

このことから、平成29～33年度の実施計画においては、ローテーションを5年として設定する。

3-4 監視対象路線の検討・面的評価区間の検討

市内における主要幹線道路のうち、過年度の評価結果、土地利用状況、道路交通情勢、道路交通等を加味した上で、監視対象路線及び面的評価区間の検討を行った。

「中国自動車道」においては、(センサス区間番号:220)の区間を追加した。また、(センサス区間番号:200、真庭市・新見市境から大佐SIC)については、区間内に監視対象となる住居等が存在しないことから、除外した。

「一般国道180号」においては、路線の利用状況を考慮し、市内の全線を対象路線とした。

「新見日南線」においては、平成24年度に実施した区間では市役所前の路線を含む1.0kmの区間に限定していたが、平成29～33年度の実施計画では全線を対象路線とした。

「新見勝山線」においては、平成24年度に実施した区間では1.2kmの区間に限定していたが、平成29～33年度の実施計画では全線を対象路線とした。

その他、正田地域の発展による道路の利用状況変化や、車両の流量の変化が見られること、道路交通センサス等から総合的に判断した上で、一般国道182号、新見川上線、長屋賀陽線を新規に監視対象路線に追加した。

平成29～33年度の監視対象路線については、表3にまとめた。

4 実施計画の検討結果(平成 29～33 年度)

以上のことから、平成 29～33 年度における自動車騒音常時監視の対象路線は以下のとおりとする。

表 3.自動車騒音常時監視の対象路線(平成 29～33 年度)

一連 番号	路線名	路線番号	センサス区間番号 (H22)	センサス区間番号 (H27)	区間延長	実施年度	備考
1	中国自動車道	1201	210	210	12.1km	H32	平成27年度実施路線
2			220	220	22.6km		
3	一般国道180号	180	10660	10750	7.1 km	H31	
4			10670	10760	6.0km		
5			10680	10770	3.6km		
6			10690	10780	3.1km	H29	
7			10700	10790	2.9km		
8			10700	10790	1.7km		
			10710	10800	8.9km		
			10720	10810	4.3km		
9	一般国道182号	182	10860	10950	4.8km	H30	平成24年度実施路線を含む
			10870	10960	3.9km		
10	新見日南線	8	40120	40120	4.1 km	H33	
11			40130	40130	5.2km		
			40140	40140	9.5km		
12	新見勝山線	32	40540	40540	15.1km		平成24年度実施路線を含む
13	新見川上線	33	40600	40600	2.4km	H33	
			40610	40610	1.2km		
			40620	40620	8.0km		
14	長屋賀陽線	78	41830	41830	6.7km		
合計					144.6km		

地方公共団体(名称)

岡山県新見市

1 一連番号	2 路線名	3 道路種別	4 車線数	5 路線延長 (km)	6 評価区間の総延長 (全体) (km)	7 ローテーション年数 年	9 面的評価の結果の更新												17 備考		
							8 平成29年度 (km)		9 平成30年度 (km)		10 平成31年度 (km)		11 平成32年度 (km)		12 平成33年度 (km)		13 平成34年度 (km)			14 平成35年度 (km)	
							計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施		計画	実施
1	中国自動車道(大佐SIC~新見IC)	1	4	12.3	12.3	5						12.3							1区間		
2	中国自動車道(新見IC~庄原市境)	1	4	22.6	22.6	5						22.6							1区画		
3	一般国道180号(高梁市・新見市境~長屋賀陽線)	3	2	13.1	13.1	5				13.1									5区画		
4	一般国道180号(長屋賀陽線~新見川上線)	3	2	3.6	3.6	5				3.6									2区画		
5	一般国道180号(新見川上線~新見勝山線)	3	2	3.2	3.2	5				3.2									2区画		
6	一般国道180号(新見勝山線~上市井村西方線)	3	4	2.8	2.8	5	2.8												3区画		
7	一般国道180号(上市井村西方線~千屋大佐線)	3	2	10.6	10.6	5	10.6												2区画		
8	一般国道180号(千屋大佐線~一般国道180号)	3	2	15.7	15.7	5	15.7												4区画		
9	一般国道182号(一般国道180号~坂根停車場線)	3	2	8.7	8.7	5			8.7										4区画		
10	新見日南線(一般国道180号~上市井村西方線)	4	2	4.1	4.1	5			4.1										4区画		
11	新見日南線(一般国道182号~新見日南線)	4	2	14.7	14.7	5			14.7										4区画		
12	新見勝山線(新見日南線~北房川上線)	4	2	15.1	15.1	5							15.1						4区画		
13	新見川上線(一般国道180号~新見市・高梁市境)	4	2	11.6	11.6	5							11.6						8区画		
14	長屋賀陽線(一般国道180号~北房井倉哲西線)	4	2	6.7	6.7	5							6.7						3区画		
15																					
16																					
計								29.1	0.0	27.5	0.0	19.9	0.0	34.9	0.0	33.4	0.0			47区画	

- 注1)道路種別について
 1:国土開発幹線自動車道等(高速自動車国道)
 2:都市高速道路
 3:一般国道
 4:都道府県道(主要地方道を含む)
 5:4車線以上の市区町村道
 6:その他の道路

注2)延長(km)は小数点以下1位まで記入